

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とすること。（第二条関係）

三 機構の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育

の発展に資することを目的とすること。（第三条関係）

四 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くこと。（第四条関係）

五 資本金

機構の資本金は、第七の四の1により政府から出資があつたものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができることとし、機構は、その出資額により資本金を増加するものとする。（第五条関係）

六 名称の使用制限

機構でない者は、大学評価・学位授与機構という名称を用いてはならないものとする。（第六条関係）

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置くとともに、役員として、理事二人以内

を置くことができるものとする。 (第七条関係)

二 理事の職務及び権限等 (第八条関係)

1 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理するものとする。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とすること。ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

三 役員の任期

機構長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。 (第九条関係)

四 機構長の任命

文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第三の一の評議員会の意見を聴かなければならないものとする。 (第十条関係)

五 役員の特格条項の特例 (第十一条関係)

1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができるものとする。

2 機構の役員及び職員の地位
機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。（第十二条関係）

六 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。（第十二条関係）

七 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。（第十三条関係）

第三 評議員会

一 評議員会

機構に、評議員会を置くものとともに、評議員会は、二十人以内の評議員で組織するものとし、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議し、第二の四の機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができるものとする。

のとすること。（第十四条関係）

二 評議員

評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命するものとし、その任期は、二年とするとともに、通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用すること。

（第十五条関係）

第四 業務等

一 業務の範囲（第十六条第一項関係）

機構は、第一の三の機構の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

2 学校教育法の規定により、学位を授与すること。

3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要

な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

4 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

5 1から4までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 機構は、国立大学法人法の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から一の1の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。こと。（第十六条第二項関係）

三 一の1の評価の実施の手續その他評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。こと。（第十六条第三項関係）

四 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けること。（第十七条関係）

第五 雑則

一 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。（第十八条関係）

二 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないこと。（第十九条関係）

第六 罰則

所要の罰則規定を設けること。（第二十条から第二十二条関係）

第七 附則

一 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 機構の成立

機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）（第二条の規定の施行の時に成立することとする。）（附則第二条関

係)

三 職員の引継ぎ等

機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第九条の四第一項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機構」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。こと。（附則第三条関係）

四 権利義務の承継等

1 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。こと。（附則第八条関係）

2 機構の成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。こと。（附

則第九条関係)

五 国有財産の無償使用

国は、旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができるものとする。 (附則

第十条関係)

六 その他所要の経過措置を設けること。